

鴨川市教育委員会 5 月定例会会議録

1 日 時 平成24年5月24日(木) 開会 午後3時00分
閉会 午後5時00分

2 場 所 鴨川市天津小湊支所 2階 会議室

3 出席委員 (1) 佐々木久之 (2) 根本新太郎 (3) 村上 修平
(4) 佐久間秀子 (5) 長谷川孝夫

4 出席職員 (1) 蒔苗 茂 (2) 前田恵美子 (3) 黒野 雅典
(4) 原 一郎 (5) 小倉 茂

5 委員報告

- ・ 佐久間委員から、5月9日の教育委員会関係職員懇親会(以下、懇親会)に参加させていただいた。だいぶ若い方が増えてお顔がわからない人が多くなったが、みんなそれぞれ目標や希望を持って児童生徒の指導に当たっているとの報告がなされた。
- ・ 村上委員から、同じく懇親会に参加させていただいた。お顔がわからない人が多くなったが、あのような席で懇親を深めるのは有意義であると感じた。児童が登下校中に痛ましい事故に遭うことが全国的に続いた。集団登校をしていたらそこに車が突っ込んできてしまう、児童個々に登下校させると柵木であったように不審者に狙われるという社会情勢ではあるけれど、集団登下校する通学路の安全安心を考えていく必要がある。特に、東条小学校の通学路は、幅員が狭くて危ない、ガードレールもない。警察等と連携してぜひともガードレールをつけていただきたいと思ったのが実感です。そして、館山でも児童がバスを待っている間に車に突っ込まれて亡くなってしまった。通学バスは長狭学園以外でも出ているが、待合所の安全をもうひとつ考えていかなければとの報告がなされた。
- ・ 根本委員から、教育委員会関係職員懇親会では懇親を深めさせてもらったとの報告がなされた。
- ・ 佐々木委員から、鴨川市健康づくり推進協議会で子宮頸がん予防ワクチンのことについていろいろ話が出た中で、委員の中から性教育の中で小学校からしっかりやってほしいという意見が出された。昨年度から教育委員会の予算が削られ、教育委員会があまり前向きでないのではないかと、しっかりと性教育のための予算を組み入れてほしいという声があったので、そのあたりを聞かせてほしいとの報告と質問があった。
- ・ 長谷川教育長から、性教育の予算が削られたということだが、性教育については小

学校から中学校までしっかりと指導計画の中に組み入れられているので、今回予算が削られて性教育の指導がなくなったとかということはないと思うし、あつてはならないと考えている。それぞれの成長過程や発達段階に応じてきちんとやっていることは事実です。どういう真意でその委員さんが言われたかはわからないがそういうことはない。ただ、千葉県の考え方として、子宮頸がん予防ワクチンやジェンダーフリーの考え方が過度になりすぎているのではという声があるのも事実です。例えば、小学校の4年生から赤ちゃんがどういうふうにして生まれるのか、性交渉とはどういうことなのか等を指導していた時期もあったが、早すぎるのではという声もあり、現在はもっと上の学年で教えるようになってきている。鴨川市に限らず、千葉県の全ての学校で動いていることであるため、少なくとも予算が削られたからそういうことがなくなったということはないとの説明がなされた。蒔苗教育次長から、鴨川市の小中学校では養護教諭が中心となって、どんな内容をどんな学習過程で指導するかを検討し、1時間1時間の性教育プログラムを作成している。それは、学年ごとの内容になっており、どの学校でもどの教員でも同じように教えることができるようになっており、保健師さんとの連携を図りながら性教育を進めてきている。鴨川市の取組は他市と比較しても先進的な取組をしてきていると説明がなされた。長谷川教育長から、たぶん学校が依頼する講師を鴨川市福祉課の保健師以外の方をお願いしたり、自校の教職員が講師を務めたためではないかとの補足説明がなされた。佐久間委員から、過去に西条小学校の学校訪問をした際、性教育の授業をしていたので蒔苗教育次長の説明のとおりではないかとのお話があった。

6 教育長報告

- 4月5月は総会シーズンであったため、県都市教育長会議や市教育長会議総会、鴨川市青少年相談員連絡協議会総会、西条・田原学童クラブの総会等があったこと、文教厚生常任委員会のメンバーと学校長との協議会・懇親会があったこと、その中で地震津波対策として避難誘導のあり方を協議したこと、安房地域医療センター救急棟の内覧会があったこと、救急棟には最新式の医療機器が配備されたこと、マンボー旗杯争奪鴨川市少年ソフトボール大会があったこと、大会で東条小と西条小が1位と2位になり県大会に出場することになったこと、城西国際大学の定期総会があったこと、第1回学校適正規模検討委員会が開催されたこと、江見地区と天津小湊地区においての学校のあり方について検討していくこと、江見地区や天津小湊地区の中でこんなに子どもが減っているなど現状をはじめて知った委員が多かったこと、田原と西条の土曜スクールの開校式があったこと、土曜スクールは社会スポーツを参加していない子どもたちに活動の機会を提供するためであること、今年度は天津小湊と江見地区で新たに開校すること、安房東中学校体育館の耐震工事が

始まること、その工事を久野工業が落札したこと、東条小学校の運動会があったこと、長狭高等学校が全国で5番目、千葉県では初めての学校運営協議会の指定を受けその1回目の会議を持ったこと、これは地域の声や要望を受けながら学校経営をしていくことであること等について、報告がなされた。

【報告に対する質疑】

- ・ 質疑がなく、全員の了承が得られた。

7 議 事

(1) 議案第1号 「鴨川市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」

- ・ 前田学校教育課長から、鴨川市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正し、第4条に事務職員の職に主査を加えること及び第13号様式に主査を加えることについて資料を基に説明がなされた。
- ・ 根本委員から、主査の上司は事務長かの質問があり、蒔苗教育次長より、主査の上司は校長であり、通常学校では事務職員は1名となっており事務長と主査と一緒に勤務することはないとの説明がなされた。長谷川教育長より、原則的には1名ですが、大規模な学校においては2名の場合があり、鴨川市内では鴨川中学校に2名います。ただし、事務長が2名いるということはなく、事務長と主査、事務長と主事というような組み合わせになっています。
- ・ 議案第1号については、その他に質疑なく全会一致で可決された。

(2) 議案第2号 「鴨川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」

- ・ 前田学校教育課長から、学校職員の休暇等の取扱いについての一部改正に伴うモデル規則が示されたものに基づくものであり、被看護人を要看護者に改めるものであり、看護休暇承認申請書の表にある被看護人の状態を要看護者の状態と改めるものであり、また、当該要看護者の看護を必要とする一の継続する状態における申請回数、当該要看護者の看護のため取得した看護休暇の通算期間と改めるものであるとのことについて資料を基に説明がなされた。
- ・ 村上委員から、学校職員は学校の先生のことを指すのか、それとも市がお金を払っている職員のことを指すのかという質問があり、前田学校教育課長より県費負担教職員であるとの説明がなされた。長谷川教育長より、学校の先生の身分というのは少し複雑で、任命権者は千葉県教育委員会、服務監督者は市町村教育委員会となっ

ていて、休暇等については服務監督であり市町村教育委員会が受け持っているとの説明がなされた。

- ・ 佐久間委員から、被看護人から要看護者になった理由について質問があり、長谷川教育長より言葉から受ける印象ではないか、例えば、被告人に類するイメージがあるので時代に合わせた言葉の改正との説明がなされた。
- ・ 佐々木委員から、3年看護ということになったら補充があるのか、その学校でやり繰りしていくのかという質問があり、長谷川教育長よりきちんと補充することになっているとの説明がなされた。
- ・ 議案第2号については、その他に質疑なく全会一致で可決された。

(3) 議案第3号 「住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

- ・ 黒野生涯学習課長から、日本に入国及び残留している外国人が年々増加している背景を受け、外国人に対しても日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便の向上、市町村事務の合理化を図るなどの理由から本市教育委員会管轄の各条例の改正について資料を基に説明がなされた。
- ・ 長谷川教育長から、外国人登録原票はなくなったということかの質問があり、前田学校教育課長より7月9日で廃止になる、日本人については居住している事実をあらわす者が住民基本台帳、外国人であれば3ヶ月以上市内に居住するものについては外国人登録原票に記載されている、国際結婚された人については、片方は住民票を片方は外国人登録原票記載事項証明書というように両方とって見ないと世帯構成がわからないということになること、今後は3ヶ月以上市内に居住している外国人については日本人と同様な扱いになり、いろいろなメリットを受けられるとの説明がなされた。長谷川教育長から1、2ヶ月の滞在者はどうなるのかとの質問があり、前田学校教育課長より、住民基本台帳にはのらないこと、一時的な滞在者の扱いになることとの説明がなされた。
- ・ 根本委員から、住民基本台帳に一回載ると異動になった場合はどうなるのかという質問があり、前田学校教育課長より、市外に転出する場合は転出届を出し異動した市町村に転入届をして出してもらおうこと、外国の方については在留カードが発行されること、その在留カードを市町村に届け出ることになっているとの説明がなされた。
- ・ 佐々木委員から、鴨川市には現在何名くらい外国人登録されているかとの質問があ

り、黒野生涯学習課長より、約400名程度との説明があった。

- ・議案第3号については、その他に質疑なく全会一致で可決された。

(4) 議案第4号 「学校評議員の委嘱について」

- ・前田学校教育課長から、学校教育法施行規則並びに鴨川市学校評議員運営規定に基づき、市内小中学校から学校評議員に推薦のあった者の委嘱について資料を基に説明がなされた。また、長狭小学校及び長狭中学校（以下、長狭学園）については学校運営評議員となっており、委嘱は学校長となっていること、教育委員会には報告の義務があること、学校評議員は5名以内、学校運営評議員は20名以内となっていること、学校運営評議員はこのうち行政機関として2名が委員となっていること、任期についてはいずれも委嘱の日から年度内となっている等の説明がなされた。
- ・根本委員から、長狭学園は学校運営評議員で他の学校は学校評議員となっているがその違いは何かとの質問があり、前田学校教育課長より、学校評議員の根拠は学校教育法施行規則であり、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。一方、長狭学園の学校運営評議員については、小中一貫校設立時の経緯があり、地域に開かれ、ともに歩む学校づくりを推進するために設置するもの。地方教育行政の組織及び運営に関する法律を根拠として、長狭高校が設置している学校運営協議会とは異なるものとの説明がなされた。

- ・議案第4号については、その他に質疑なく全会一致で可決された。

(5) 議案第5号 「平成24年度鴨川市就学指導委員会委員の委嘱について」

- ・前田学校教育課長から、鴨川市就学指導委員会規則に基づき、委員の数については17名、任期は1年となっていること、教育委員会の諮問に応じて特別支援学校及び特別支援学級への就学、就学援助及び就学猶予について調査等を行いその結果について答申をいただく委員会であることとの説明がなされた。
- ・教育委員会の諮問に基づき意見を述べる委員会に教育委員会職員が2名入っているのはなぜかとの質問があり、蒔苗教育次長より、教育委員の職員が積極的に発言することはないが認否や判定が難しい児童がいたとき過去の事例等に基づき意見を申し上げる場合があるためとの説明がなされた。長谷川教育長より、措置を決定するには学校の整備条件が重要になるため適切な就学措置という視点から意見を述べる必要もあるため委員となっているとの説明がなされた。

- ・議案第5号については、その他に質疑なく全会一致で可決された。

(6) 議案第6号 「鴨川市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」

- ・小倉学校給食センター所長から、教育委員会の諮問機関として設置されているもので1号委員から4号委員の改選によるものであるとの説明がなされた。
- ・議案第6号については、質疑なく全会一致で可決された。

(7) 議案第7号 「鴨川市社会教育委員の委嘱について」

- ・黒野生涯学習課長から、鴨川市社会教育委員のうち鴨川市公立学校PTA連絡協議会会長及び市内校長会長の職にある者の変更があったため新たに委員を委嘱する必要が生じたため、今回の委員予定者として鴨川市小中学校長会長の滝口弘氏、鴨川市公立学校PTA連絡協議会会長の吉田高規氏の2名、任期は平成25年5月31日までとの説明がなされた。
- ・委員はどのような基準で選出しているのか、ボーイスカウトの庄司さんが委員になっているがガールスカウトの代表もいるので輪番制を考えたかどうかとの質問があり、黒の生涯学習課長より、今後検討していきたいとの説明がなされた。
- ・議案第7号については、その他に質疑なく全会一致で可決された。

(8) 議案第8号 「鴨川市立図書館協議会委員の委嘱について」

- ・黒野生涯学習課長から、鴨川市立図書館協議会委員のうち鴨川市公立学校PTA連絡協議会会長にある者の変更があったため新たに委員を委嘱する必要が生じたため、委員は鴨川市公立学校PTA連絡協議会会長の吉田高規氏、任期は平成25年10月31日までとの説明がなされた。
- ・議案第8号については、質疑なく全会一致で可決された。

(9) 議案第9号 「平成25年度使用教科用図書安房採択地区協議会規約の承認について」

- ・蒔苗教育次長から、平成25年度使用に係る学校教育法附則第9条教科用図書について安房地区教育委員会が同一の教科用図書を採択するための規約であるとの説明がなされた。
- ・根本委員から、毎年採択するののかとの質問があり、蒔苗教育次長よりこの第9条教科用図書については毎年との説明がなされた。

- ・ 議案第9号については、その他に質疑なく全会一致で可決された。

(10) 議案第10号 「平成25年度使用教科用図書安房採択地区協議会委員の承認について」

- ・ 蒔苗教育次長より、規約の中にあるように16名の委員を持って構成するとあり鴨川市においては教育長、教育委員長、保護者代表と決まっているとの説明がなされた。
- ・ 村上委員から、館山市で5名、鴨川市が3名、他の市町は4名となっているが人数が違う理由は何かとの質問があり、蒔苗教育次長より、館山市の事務局で決めていることとの説明がなされた。長谷川教育長より、校長会の会長が充て職となっているのでその校長がどの市町の学校かということでも人数が違ってくるとの説明がなされた。

- ・ 議案第10号については、その他に質疑なく全会一致で可決された。

(11) 議案第11号 「平成25年度使用教科用図書安房採択地区協議会専門調査委員の推薦について」

- ・ 蒔苗教育次長から、館山市教委が事務局を務めており、その割り当てで2名になっているためとの説明がなされた。

- ・ 議案第11号については、質疑なく全会一致で可決された。

8 その他

- (1) 蒔苗教育次長から、「平成23年度の教育委員会の点検と評価」について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき今後の予定も含め、資料をもとに説明がなされた。
- (2) 各課長から、「平成24年度各課運営方針」について、資料を基に説明がなされた。
- (3) 各課長から「6月の教育委員会行事予定」について、資料を基に説明がなされた。
- (4) 蒔苗教育次長から、「平成24年度の所長訪問及び計画訪問等」について資料を基に予定を示し、各委員の参加について後で確認したとの説明がなされた。
- (5) 蒔苗教育次長から、平成24年度の市内研究指定校等、資料を基に確認がなされた。
- (6) 蒔苗教育次長から、平成24年度教育委員研修会について、次回の6月の教育委員会定例会で決定したいとの説明がなされた。

佐々木委員長は、一切の審議の終了を告げ、閉会を宣言した。

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

平成24年6月18日

鴨川市教育委員会 委員長

委員長職務代理者

教育次長

会議録作成者 蒔苗 茂